

令和8年1月実施

**市有財産(土地)売払い一般競争入札説明書**

木津川市

総務部財政課

## 目 次

◆ はじめに .....	P. 1
◆ 一般競争入札による市有財産(土地)売払いの流れ .....	P. 2
1 入札参加申込み .....	P. 3~5
2 物件の確認 .....	P. 5
3 入札保証金 .....	P. 5~6
4 入札 .....	P. 6~8
5 契約の締結 .....	P. 8
6 売買代金の支払い .....	P. 8~9
7 所有権の移転登記 .....	P. 9
8 その他の注意事項 .....	P. 9~10
◆ 物件調書 .....	P. 11
◆ 案内図・現況図 .....	P. 12
◆ 各種様式の記入例 .....	P. 13~21
◆ 土地売買契約書(案) .....	P. 22~25
◆ <参考>各法令抜粋 .....	P. 26~31

## はじめに

- ☆ 一般競争入札による市有財産(土地)売払いに係る入札公告に基づく入札等について、関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとします。
- ☆ この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。入札に参加を希望される方は、この「入札説明書」をご承知のうえ、各自で必ず物件の調査をして、確認をされたうえでお申込みください。
- ☆ 一般競争入札による市有財産(土地)の売払いとは、申込者が価格を競い合い、事前に公表した最低売払価格以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

## 市有財産(土地)売払い物件

物件番号	所在	地番	現況		備考
			地目	売払面積 (m <sup>2</sup> )	
702	木津	川原田	34番13	宅地	1,571.23

※詳しくは、物件調書(別記様式第1号)をご覧ください。

## 入札書提出期限

提出期限:令和8年2月20日(金) 午後5時まで必着。  
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く午前9時から正午と午後1時から午後5時まで

## 開札日

開札日	開札時刻	場所
令和8年2月26日(木)	物件番号702 午前10時15分から	木津川市役所 4階 会議室4-3

## 一般競争入札による市有財産(土地)売払いの流れ

### 1 入札参加申込み(詳細は3~5ページ)

提出期間 令和8年1月6日(火)~令和8年2月6日(金)午後5時まで(必着)

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午と午後1時から午後5時まで

## **2 物 件 の 確 認**(詳細は5ページ)

物件の引渡しは、現状有姿のまま行います。必ず事前に現地を確認してください。

## **3 入 札 保 証 金**(詳細は5～6ページ)

令和8年2月20日(金)までに、指定した金融機関において納めてください。

入札保証金は、後日、入札参加者が指定した金融機関の預金口座へ振り込む方法により返金します。

## **4 入 札**(詳細は6～8ページ)

入札書提出日時 令和8年2月20日(金)午後5時まで(必着)

開札日時 令和8年2月26日(木) 木津川市役所4階 会議室4-3  
・物件番号702 午前10時15分から

## **5 契 約 の 締 結**(詳細は8ページ)

令和8年3月12日(木)までに契約を締結してください。

契約の条件については、土地売買契約書の様式条文をよくご確認ください。

当該契約書(木津川市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

## **6 売買代金の支払い**(詳細は8～9ページ)

契約締結時に、契約保証金を納付し、市が指定する日までに売買代金を納付してください。契約保証金は、売買代金に充当することも可能です。

## **7 所有権の移転登記**(詳細は9ページ)

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転登記します。

登記の手続きは、市が行います。

登録免許税等、所有権移転に要する一切の費用は、落札者の負担となります。

## 1 入札参加申込み

文中(※口)については、30ページ以降に、各法令の抜粋を掲載しています。

入札には、個人、法人を問わず、次に掲げる入札参加資格を満たした方で、入札参加資格の確認を受けられた方が入札に参加していただけます。

### 1. 入札参加資格

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないもの及び同条第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過していないものではない者(※1)
- (2)地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員ではない者(※2)
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用に供しない者(※3)
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供しない者(※4)
- (5)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者でない者(※5)
- (6)市税等を滞納していない者
- (7)一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)等を指定した期日までに提出した者
- (8)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていないものではないこと。(※6)

### 2. 入札参加資格の確認

入札に参加申込みされる方は、この入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を次のとおり提出していただき、入札参加資格の確認を受けてください。

#### (1)提出書類

- ① **一般競争入札参加資格確認申請書**(別記様式第2号)
- ② 添付書類として、
  - ア 誓約書(別記様式第4号)  
イ 木津川市完納証明書(市外の申請者で本市の完納証明書が発行されない申請者については、住民登録(所在地)のある市区町村で発行される完納証明書)  
※ 課税されていない方で、完納証明書等が添付できない場合は各市区町村

で発行する令和7年度住民税非課税証明書を提出してください。

- ウ 個人の場合は本籍地の市区町村の発行する**身分証明書**(外国人の場合は**住民票の写し**)、法人の場合は**現在事項全部証明書及び代表者事項証明書**(いずれも発行から3ヶ月以内でコピー不可)
- エ **印鑑証明書**(発行から3ヶ月以内でコピー不可)

(2)その他

- ① 確認申請書及び資格確認資料の作成並びに提出に要する費用は、申請者の負担となります。
- ② 提出書類については、各1部提出してください。
- ③ 留意事項
- ア 提出された書類は、返却しないものとします。
- イ 提出された書類は、本市において無断使用することはありません。
- ウ 虚偽の記載をした方は、当該入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがあります。

(3)入札説明書、入札各種様式の配布期間等

- ① 配布期間 **令和8年1月6日(火)から令和8年2月20日(金)まで**  
ただし、窓口配布を希望する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午と午後1時から午後5時までとなっております。
- ② 入手方法
- ア 京都府木津川市ホームページのトップページ「市有財産売払情報」からダウンロードしてください。
- イ 窓口配布を希望する場合は、事前に連絡の上、下記(6)の担当部局までお越しください。(費用は無償)

(4)提出期限

**一般競争入札参加資格確認申請書:令和8年2月6日(金)午後5時まで(必着)**  
**入札書:令和8年2月20日(金)午後5時まで(必着)**  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午と午後1時から午後5時まで  
※なお、質疑がある場合は、令和8年2月2日(月)までにメール(任意様式)にてお問合せ下さい。(E-mail : [zaisei@city.kizugawa.lg.jp](mailto:zaisei@city.kizugawa.lg.jp))

(5)提出方法

確認申請書及び資格確認資料は、(6)の担当部局に郵送若しくは持参してください。  
郵便の種類は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法に限らせていただきます。

(6)提出場所及び担当部局

木津川市総務部財政課管財係(市役所4階)

〒619-0286

京都府木津川市木津南垣外110番地9

電話(0774)-75-1202(直通)

(0774)-72-0501(代表)

### 3. 入札参加資格の確認通知

後日、入札参加資格の確認通知を郵送により送付させていただきます。

その際、入札参加資格のある方には、市の受付印を押印した一般競争入札参加証(別記様式第3号)を同封しますので、入札説明書の記入例によりご記入いただき、開札当日、持参してください。また、確認通知後、入札書の提出期限までに入札書の提出が必要となります。

### 2 物 件 の 確 認

物件番号	所在	地番	現況		最低売払価格	
			地目	売払面積 (m <sup>2</sup> )		
702	木津	川原田	34番13	宅地	1, 571. 23	122, 334, 000円

※詳しくは、物件調書(別記様式第1号)をご覧ください。

※物件調書はあくまで参考であり、現況を優先します。各自で必ず物件の調査をして、法令上の制限等を十分に確認し、入札に参加してください。

※物件の引渡しは、現状有姿のままで行います。

### 3 入 札 保 証 金

#### 1. 入札保証金の納付

- 納付期間 令和8年2月20日(金)まで
- 納付場所 市が指定した金融機関
- 納付額 物件番号702 6, 117, 000円

- (1)入札参加者は、開札開始日前の指定された日までに入札保証金として最低売払価格の100分の5の額(その額に1, 000円未満の端数があるときはその端数を切り上げた額)に相当する額を納めてください。(納付口座を示す書類は、一般競争入札参加資格申請書の送付時に同封願います。)
- (2)入札保証金納付後は、入札保証金納付書(別記様式第5号)と納付した証を持参の上、木津川市会計課(市役所1階)へ提出ください。
- (3)前号の規定により交付を受けた入札保証金に係る入札保証金納付済書(別記様式第11号)原本を開札受付時に提出してください。
- (4)入札保証金に利息は付しません。

#### 2. 入札保証金の還付

- (1)入札保証金は、落札者以外の方に対しては落札者が決定した後、落札者に対しては地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定(※7)により契約が確定し

た後、それぞれ入札保証金の納付者に対し、入札保証金還付請求書(別記様式第6号)の提出を受けて、後日、入札参加者が指定した金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付します。ただし、落札者の納付に係る入札保証金については、当該落札者の同意を得て契約保証金の一部に充当することができます。

※還付につきましては、金融機関への振込み処理等にて、入札保証金還付請求書受領後、一定程度の期間を要しますので、あらかじめご了承ください。

(2)落札者が契約を締結しないとき(落札後、入札参加申込み1. 入札参加資格各号に反することが判明し、その入札が無効となったときを含む。)は、その者の納付に係る入札保証金は違約金として、市に帰属することになります。

## 4 入 札

### 1. 入札書の提出期限

令和8年2月20日(金) 午後5時まで(必着)

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午と午後1時から午後5時まで

### 2. 入札書の提出方法

(1) 1 入札参加申込みの2-(6)の担当部局に郵送若しくは持参してください。

郵便の種類は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法に限らせていただきます。

(2) 「入札書」と記した封筒(別記様式第8号)には、入札書(別記様式第7号)を入れ、封印等の処理をしてください。

※封印には印鑑証明書と同じ印を押印してください。

※入札用封筒については、入札参加者がご用意ください。

(3) 「入札書」と記した封筒(別記様式第8号)は郵送若しくは持参に限らず、郵送用の封筒(任意の封筒で指定はありません)に入れ、1 入札参加申込みの2-(6)の担当部局の住所・担当部局名を記入し、「令和7年6月実施 市有財産(土地)売払一般競争入札 物件番号〇〇〇 入札書在中」と朱書きの上、郵送若しくは持参してください。また、入札用及び郵送用の封筒には、入札参加者の住所及び氏名(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)を記入してください。

### 3. 入札書の提出に当たっての注意事項

(1) 入札書の提出は、本人又は代理人が提出してください。

(2) 入札書には、入札参加者の住所及び氏名(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)を記入の上、押印してください。

(3) 入札金額は、アラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に￥の記号を付してください。

(4) 代理人が入札書を提出する場合は、入札書提出前に委任状(別記様式第9号)を提出してください。

- (5) 入札書に記入する金額は、千円止めとし、その表示方法は「¥××, ×××, 000円」としてください。間違って円まで記入した入札書は有効としますが、千円未満は切り捨てるものとします。
- (6) 提出した入札書は、書き換え、引替え又は撤回をすることはできません。

#### 4. 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、適正な入札を確保することが困難であると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、延期し、又は取りやめることができます。

#### 5. 入札の無効

次のいずれかに該当する者の行った入札は、無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 同一人にして同じ入札に2以上の入札をした者
- (3) 入札に関し連合等の不正行為をした者
- (4) 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字誤脱、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
- (5) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者
- (6) 事前公表した最低売払価格に達しない金額で入札した者
- (7) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が不足する者
- (8) 代理人による入札書の提出において、委任状を提出しない者
- (9) 所定の入札書以外で入札した者
- (10) 入札参加者資格がある旨確認された者であっても、開札時点において1. 入札参加申込み1. 入札参加資格に掲げる資格のない者の行った入札
- (11) 入札参加資格の確認を受けていない者
- (12) 確認申請書及び提出書類について虚偽の申請をした者
- (13) 提出期限までに入札関係書類が到達しない者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反する等入札を妨害した者

#### 6. 開札日時及び場所

○日時: 令和8年2月26日(木)

　　物件番号702 午前 10時15分から

○場所: 木津川市役所4階 会議室4-3

#### 7. 開札受付

開札当日の受付は、開札開始時刻の15分前から行いますので、開札開始時刻までに受付を終了してください。

#### 8. 開札当日に持参していただくもの

(1)一般競争入札参加証(別記様式第3号)

(2)入札保証金納付書(別記様式第5号)

※入札保証金納付の証を持参の上、会計課へ提出してください。

入札保証金納付済書(別記様式第11号)

※確認後、会計管理者の押印したものをお受け取りください。

(3)入札保証金還付請求書(別記様式第6号)

(4)委任状(代理人が入札保証金を納付する場合及び開札に参加する場合のみ)

(別記様式第9号)

#### 9. 落札者の決定

最低売払価格以上の価格で最高の価格をもって入札をした方を落札者とします。

ただし、当該最高価格をもって有効な入札をした方が2人以上となった場合は、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない方があるときは、その方に代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

### 5 契約の締結

#### 1. 契約の締結

令和8年3月12日(木)までに契約を締結してください。

売買契約書(木津川市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

#### 2. 契約保証金

(1)落札者は、売買契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10の額(その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り上げた額)以上に相当する額を契約保証金として納付してください。

入札保証金を契約保証金の一部に充当することに同意された場合は、充当した残額を納付してください。

(2)契約保証金は、契約目的物の引渡し等、契約が履行されたときは、これを還付するものとします。

(3)落札者は、自らの申出により契約保証金を売買代金に充当することができるものとします。

(4)契約保証金に利息は付しません。

### 6 売買代金の支払い

#### 1. 売買代金の納付

契約締結時に、契約保証金を納付し、契約締結日から30日以内に売買代金を納付してください。契約保証金は、売買代金に充当することも可能です。

(1)落札者が売買代金を納付しないときは、市は、契約を解除することができます。この場合において、契約保証金は市に帰属することになります。

## 7 所有権の移転登記

- (1)売払財産の所有権は、落札者が売買代金を完納したときに移転するものとします。
- (2)売買代金の納付を確認後、落札者の請求により売払財産の所有権移転登記手続を行います。
- (3)所有権移転登記手続きは、市が行うものとします。
- (4)売払財産は、所有権の移転と同時に現状有姿のまま引き渡すものとします。
- (5)登録免許税等、所有権移転に要する一切の費用は、落札者の負担となります。

## 8 その他注意事項

### 1. 用途等の制限

落札者は、買い受けた売払財産を次の各号の用途に供することはできません。

- (1)風俗営業法第2条第1項各号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する用途
- (2)暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
- (3)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途
- (4)前各号のほか公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途

### 2. 実地調査等

- (1)用途等の制限に関し必要があると認めるときは、落札者に対し、売払財産を調査し、又は参考となるべき資料の提出若しくは報告を求めることがあります。
- (2)必要があると認めるときは、売払財産の利用状況等について報告を求めるものとします。
- (3)落札者は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は資料の提出若しくは報告を怠ることはできません。

### 3. 違約金

用途等の制限に違反した場合は、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として、市に支払うものとします。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとします。

### 4. 費用の負担

契約書に貼付する収入印紙、契約の締結及び履行に関して必要な費用、所有権移転登

記に必要な登録免許税等、所有権移転後に生じた公租公課等は落札者の負担となります。

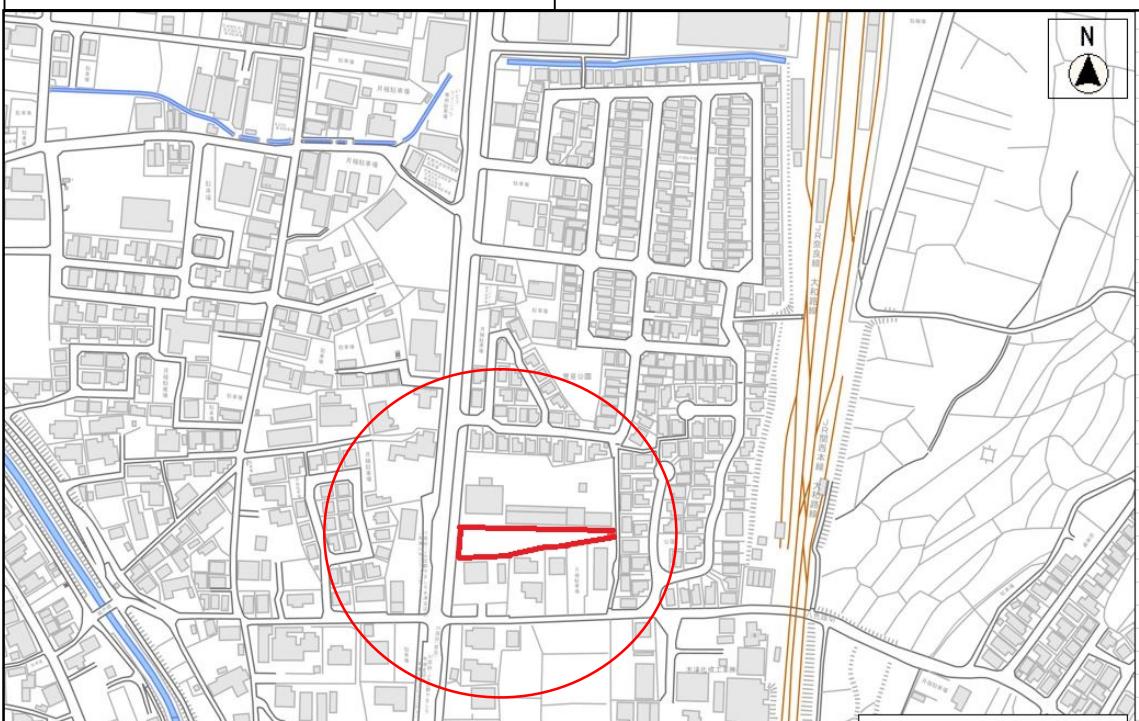
## 5. その他

- (1)入札参加者は、入札説明書を遵守してください。
- (2)本入札説明書を入手した方は、これを本入札手続き以外の目的で使用することはできません。

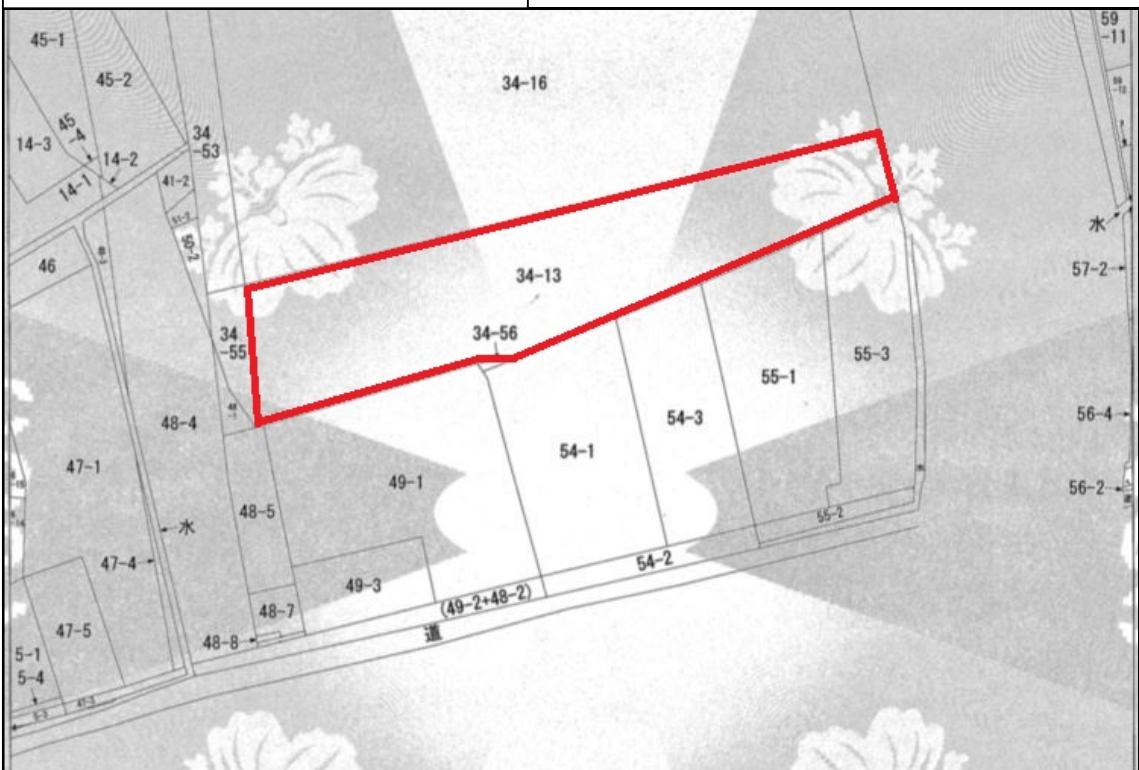
## 物 件 調 書

				令和8年1月5日	
物 件 番 号	702	物 件 所 在 地	木津川市木津川原田34番13		
公 簿 面 積	1,571.23 m <sup>2</sup>	実 測 面 積	1,571.23 m <sup>2</sup>	地 目	
予 定 價 格 (最 低 売 払 價 格)		122,334,000円			
接 面 道 路 状 況		西側で国道24号に接道しています。			
法 令 等 に よ る 主 な 制 限		用 途 地 域	第1種住居地域・第2種住居地域		
		建 べ い 率	60%	容 積 率	200%
		防 火 地 域 等	なし	その 他 制 限	
法 22 条 地 域					
占 用 物 件 等 に 関 す る 事 項		物 件 の 有 無	物 件 の 内 容	電 柱 2 本 支 線 1 本	
私 道 の 負 担 等 に 関 す る 事 項		物 件 の 有 無	物 件 の 内 容		
供 給 处 理	電 気	引 込 可	ガ 斯	引 込 可	
施 設 の 状 況	上 水 道	引 込 有	下 水 道	引 込 有	
交 通 機 関	鉄 道	JR木津駅 道路距離 約 600m			
	バ ス				
公 共 施 設 等	市役所		道路距離 約 600m		
特 記 事 項	① 引込管等の劣化や内部の状況に関する調査は行っておらず、経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合がありますが、木津川市では、補修、再整備及びその費用負担はいたしません。 ② 供給処理施設(給排水、電気、ガス等)の設備に要する費用は、落札者の負担となります。 ③ 物件の引渡しは、現状有姿のままで行います。				
	① この調書は、申請者が現地を確認されるための参考資料です。 ② 申請者は、申込みされる前に必ず現地をご確認ください。 ③ 土地利用制限等については、事前に各自で関係機関にご確認ください。				

## 案 内 図(物件番号702)



## 現 態 図(物件番号702)



令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 一般競争入札参加資格確認申請書

木津川市長 宛て

(〒〇〇〇-〇〇〇〇)

申請者 住所(所在地) 京都府木津川市〇〇△△1番地1

氏名(法人名)

及び代表者名

木津川 太郎

印(実印)

連絡先

TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

[共有名義の場合]

(〒 一 )

共有者 住所(所在地)

氏名

印

(〒 一 )

共有者 住所(所在地)

氏名

印

令和8年1月5日に入札公告のありました下記市有財産(土地)売払いの一般競争入札に参加する資格の確認について、別添資料を添えて申請します。

記

1 物件番号、売払財産の所在地、面積

[物件番号、物件所在地、面積を記入]

2 添付書類

① 誓約書(別記様式第4号)

② 木津川市完納証明書(市外の申請者で本市の完納証明書が発行されない申請者については、住民登録(所在地)のある市区町村で発行される完納証明書)

※課税されていない方で、完納証明書等が添付できない場合は、各市区町村で発行する令和7年度住民税非課税証明書を提出してください。

③ 個人の場合は本籍地の市区町村が発行する身分証明書(外国人の場合は住民票の写し)、法人の場合は現在事項全部証明書 及び代表者事項証明書(いずれも発行から3ヶ月以内で原本)

④ 印鑑証明書(発行から3ヶ月以内で原本)

3 留意事項

申請・共有者欄の印は、添付書類としての印鑑証明書と同じ印を押印してください。

① 法人で申請する場合、印鑑は法人印及び法人代表者実印を押印してください。

② 共有名義で申請する場合

ア 申請者欄に共有を代表して入札手続(入札保証金の納付や入札書記入等)を行う方の住所・氏名を記入し、押印してください。

イ 共有者欄は、申請者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印してください。

## 誓 約 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

木津川市長 宛て

所 在 地 京都府木津川市〇〇△△1番地1

商号又は名称

代表者 氏名 木津川 太郎 印(実印)

[共有名義の場合]

共有者 住所(所在地)

氏 名

印

共有者 住所(所在地)

氏 名

印

私は、木津川市が実施する市有財産(土地)売払い一般競争入札の参加に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 市有財産(土地)売払い入札説明書の「1 入札参加申込み 1. 入札参加資格」に記載する事項をすべて満たしています。
- 2 入札に際し、市有財産(土地)売払い入札説明書、物件調書、入札物件の法令上の制限及び現況をすべて承知の上で、参加します。
- 3 落札した物件の活用に当たっては、市の条件及び法令上の規制を遵守します。

入札保証金納付書

木津川市長 宛て

令和〇〇年〇〇月〇〇日

所 在 地 京都府木津川市〇〇△△1番地1

名称又は商号

代表者氏名 木津川 太郎 (印)

※開札当日、代理人が納付される場合でも、所在  
地、氏名は、入札者本人名でお願いします。

1 物件番号、売払い財産の所在、面積

[物件番号、物件所在地、面積を記入]

一金 〇〇〇〇〇〇 円也 市有財産(土地)売払い入札保証金

ただし、市有財産(土地)売払い最低売払価格 〇〇〇〇〇〇〇〇円に対する 100 分の5

上記の市有財産(土地)一般競争入札説明書により納付します。

## 入札保証金納付済書

### 入札内容等

1 入札保証金額 **oooooooo** 円

2 物件番号、売払い財産の所在、面積

**[物件番号、物件所在地、面積を記入]**

3 納付年月日 **令和〇〇年〇〇月〇〇日**

上記の市有財産(土地)売払い入札に伴う入札保証金を領収しました。

**令和〇〇年〇〇月〇〇日**

**京都府木津川市〇〇△△1番地1**

**木津川 太郎 様**

**※開札当日、代理人が納付される場合でも、所在地、  
氏名は、入札者本人名でお願いします。**

木津川市会計管理者 馬場 のり子

## 入札保証金還付請求書

木津川市長 宛て

令和〇〇年〇〇月〇〇日

所在地 京都府木津川市○○△△1番地1

## 名称又は商号

代表者氏名

木津川 太郎

印

次の理由により、入札保証金を還付いただきますよう請求します。

(還付の理由) 例: 落札できなかつたため

### 入札保証金

1 金額  円

## 2 物件番号、売払い財産の所在、面積

### 「物件番号、物件所在地、面積を記入」

3 納付年月日 令和〇年〇〇月〇〇日

4 振 认 先

※振替口座名義人は、入札者本人名でお願いします。

## 市有財産売払一般競争入札参加証

所 在 地 京都府木津川市○○△△1番地1

商号又は名称

代表者 氏名 木津川 太郎 ㊞(実印)

## [共有名義の場合]

共有者 住所(所在地)

氏 名 ㊞

共有者 住所(所在地)

氏 名 ㊞

## 市有財産(土地)売払い

物件番号・物件所在地	入札書提出期限	
	令和8年2月20日(金) 午後5時まで必着	
物件番号、物件所在地を記入	開札開始日時	
	令和8年2月26日(木)	午前10時15分

※ 開札当日の受付は、開札開始時刻の15分前から行います。

(注意)

この参加証は、開札当日に必ず持参してください。

## 委 任 状

私は、木津川 花子をもって代理人と定め、市が実施する市有財産(土地)売払いに係る下記の権限を委任します。

記

委任事項 市有財産(土地)売払い入札に関する権限

物件番号 〇〇〇〇

売払財産所在地 木津川市〇〇△△番〇

委任期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 京都府木津川市〇〇△△1番地1

委任者 木津川 太郎 印(実印)

住 所 京都府木津川市〇〇△△1番地

受任者 木津川 花子 印

※ 委任状は、入札書の提出及び開札受付時に提出すること。

## 入札書

金額	¥ ○○, ○○○, 000 円 ※記入する金額は、千円止めとしてください。
物件番号	○○○○
売払財産所在地	売払財産所在地を記入
入札保証金額	¥ ○○○, ○○○円

上記のとおり物件調書、入札説明書及び実地を熟覧し、入札の諸条件を承諾の上、入札します。

令和○○年○○月○○日

入札者 住所 所 京都府木津川市○○△△1番地1

氏名(法人名

及び代表者氏名) 木津川 太郎 印(実印)

※代理人が提出される場合でも所在地、氏名  
は、入札者本人名でお願いします。

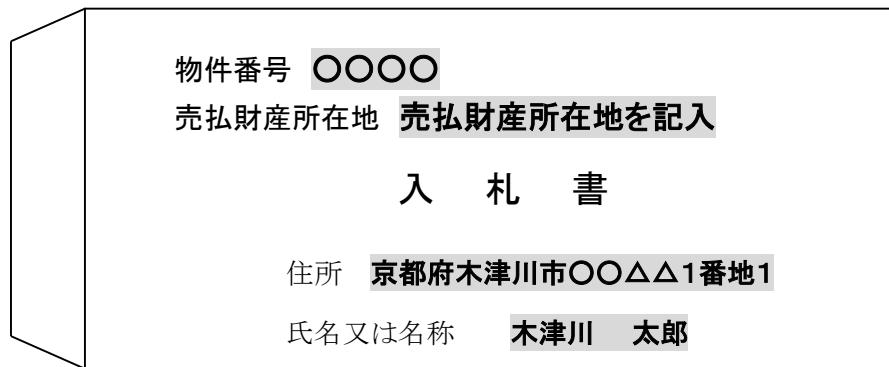
木津川市

木津川市長 谷口 雄一 宛て

- 備考 1 入札金額は、アラビア数字(0,1,2,3……)の字体を使用し、最初の数字前に「¥」を記入し、千円止めで記入すること。
- 2 入札者の住所及び氏名を記入の上、印鑑を必ず押印すること。
- 3 本人使用印鑑について、個人の場合は実印とし、また、法人の場合は法人印及び法人代表者実印を押印すること。

入札用封筒

(表)



(裏)



**※1. 封印には実印を押印してください。**

**※2. 入札用封筒は、入札参加者がご用意ください。**

収入

印紙

## 土 地 売 買 契 約 書 (案)

木津川市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、  
次の条項により、土地の売買契約を締結する。

### (信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

### (売買物件)

第2条 甲は、次に掲げる物件(以下「売買物件」という。)を乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

所在地	地目	面積
木津川市		

### (売買代金)

第3条 売買代金は、金 円とする。

### (契約保証金)

第4条 乙は、契約保証金として金 円をこの契約締結と同時に、契約保証金納付書により納入しなければならない。

2 甲は、乙が前条に定める売買代金を完納したときは、乙の請求により前項に定める契約保証金を乙に還付するものとする。

3 第1項の契約保証金のうち、入札保証金として納付した金 円をその一部に充当することができる。

4 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行しないときは、第1項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

5 第1項による契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又は一部と解釈しないものとする。

6 第1項の契約保証金に利子は付さない。

7 第1項に定める契約保証金は、前条に定める売買代金の一部に充当することができる。

8 前項の規定により契約保証金を売買代金の一部に充当した場合は、契約保証金は還付しないものとする。

(売買代金の納付)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を、甲が発行する納入通知書により、令和年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 前条第7項の規定により契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、前項の「第3条に定める売買代金」を「売買代金から充当する契約保証金を除いた残代金額」に読み替えるものとする。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに移転するものとし、何らの手続きを要しないで引渡しを終わったものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が嘱託する。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第8条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 この契約の締結後、乙は、甲に対し、引渡しを受けた売買物件について、種類、品質(地中障害物、土壤汚染等を含む)、数量その他が本契約の内容に適合しないことを理由とする売買物件の履行の追完、売買代金の減額、契約の解除又は損害賠償をすることができない。

(用途の制限)

第10条 乙は、買い受けた土地を次の各号の用途に供してはならない。

(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する用途

(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途

(3)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途

#### (4)前各号のほか公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途

##### (実地調査等)

第11条 甲は、前条各号の規定に関し必要があると認めるときは、乙に対し、売買物件を調査し、又は参考となるべき資料の提出、若しくは報告を求めることができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告するものとする。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は資料の提出若しくは報告を怠ってはならない。

##### (違約金)

第12条 第10条各号に違反した場合は、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として、市に支払うものとする。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

- 2 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償金の予定又は一部と解釈しないものとする。

##### (契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、及び契約の締結又は履行について不正な行為があったときは、本契約を解除することができる。

##### (返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、乙からすでに受領した契約保証金は返還しないものとし、甲に帰属する。

- 2 乙が負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は、返還しない。
- 3 当該返還金に利子は付さない。

##### (原状回復義務)

第15条 乙は、第13条の規定により甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の乙から甲への所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合においては、乙が第12条第1項に定める違約金及び前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第19条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結した者であることを確認し、売買物件を利用するにあたっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 京都府木津川市木津南垣外110番地9  
木津川市  
木津川市長 谷口 雄一

乙

## 〈参考〉各法令抜粋

※1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないもの及び同条第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過していない者

### ○地方自治法施行令抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

#### 第167条の4

1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### ○地方自治法抜粋

(契約の履行の確保)

#### 第234条の2第1項

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

※2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項の規定に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員ではない者。

○地方自治法抜粋

(職員の行為の制限)

第238条の3第1項

公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

※3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用に供しない者

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律抜粋

(用語の意義)

第2条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
- 二 待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)
- 三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(第1号に該当する営業を除く。)
- 四 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(第1号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者(政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。)が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。)
- 五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を10ルクス以下として営むもの(第1号から第3号までに掲げる営業として営むものを除く。)
- 六 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 七 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 八 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)

- 5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- 6 この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
- 一 沿場業(公衆沿場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆沿場を業として経営することをいう。)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業
- 二 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(前号に該当する営業を除く。)
- 三 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定するものをいう。)として政令で定めるものを経営する営業
- 四 専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下この条において同じ。)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業
- 五 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
- 六 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの
- 7 この法律において「無店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
- 一 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- 二 電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第5号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの
- 8 この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること(放送又は有線放送に該当するものを除く。)により営むものをいう。
- 9 この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。次項において同じ。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐこ

とによつて営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。)をいう。

10 この法律において「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。)をいう。

**※4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供しない者**

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律抜粋

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力団不法行為等

別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団

その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力団不法行為等を助長するおそれがある団体をいう。

三 指定暴力団

次条の規定により指定された暴力団をいう。

四 指定暴力団連合

第4条の規定により指定された暴力団をいう。

五 指定暴力団等

指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

六 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

**※5 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者でない者**

○無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律抜粋

(観察処分)

第5条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行つた団体が、次の各号に掲げるいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、3年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員(団体の意志決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。)であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

※6 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていないものではないこと。

○会社更生法抜粋

(定義)

第2条 この法律において「更生手続」とは、株式会社について、この法律の定めるところにより、更生計画を定め、更生計画が定められた場合にこれを遂行する手続(更生手続開始の申立てについて更生手続開始の決定をするかどうかに関する審理及び裁判をする手続を含む。)をいう。

○民事再生法抜粋

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 再生債務者 経済的に窮境にある債務者であって、その者について、再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているものをいう。
- 二 再生債務者等 管財人が選任されていない場合にあっては再生債務者、管財人が選任されている場合にあっては管財人をいう。
- 三 再生計画 再生債権者の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第百五十四条に規定する条項を定めた計画をいう。
- 四 再生手続 次章以下に定めるところにより、再生計画を定める手続をいう。

※7 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定

○地方自治法抜粋

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又

はせり売りの方法により締結するものとする。

第234条第5項 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。